

議案第1号

北上市職員定数条例の一部を改正する条例の専決処分について

職員定数の見直しに伴い、北上市職員定数条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和6年4月11日提出

北上市長 八重樫 浩 文

北上市職員定数条例の一部を改正する条例

北上市職員定数条例（平成3年北上市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
区分	定数	区分	定数
[略]		[略]	
議会事務局の職員	<u>7人</u>	議会事務局の職員	<u>8人</u>
[略]		[略]	
公営企業の職員	<u>17人</u>	公営企業の職員	<u>16人</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和6年3月30日

北上市長 八重樫 浩 文